

☆ 妊産婦さんからのお問合せ & 回答

Q.1 「86」と「97」のマル福を2枚持っていますが、どちらを使えばいいですか？

A. 医療機関の窓口には2枚とも提示してください。

Q.2 皮膚科を受診するため「97」のマル福を提示しましたが、取り扱いが出来ないと言われました。なぜですか？

A. 「97」のマル福を交付しているのは、今のところ県内ではつくばみらい市のみで、取り扱いが始まったのが令和8年4月です。
新しい制度であるため、場合によってはまだ取り扱いが出来ない医療機関があるかもしれませんので、その際はお手数ですが医療機関の窓口では請求どおりお支払いいただき、後日市役所の窓口で償還払いの手続きをしてください。

Q.3 皮膚科で出してもらった処方箋を持って薬局に行き、「97」のマル福を提示しましたが、使えないと言われました。なぜですか？

A. (Q.2の回答とほぼ同じになります)

「97」のマル福を交付しているのは、今のところ県内ではつくばみらい市のみで、取り扱いが始まったのが令和8年4月です。
新しい制度であるため、場合によってはまだ取り扱いが出来ない調剤薬局があるかもしれませんので、その際はお手数ですが調剤薬局の窓口では請求どおりお支払いいただき、後日市役所の窓口で償還払いの手続きをしてください。

Q.4 産婦人科からの紹介状を持って整形外科に行き、「86」のマル福を使いました。その数日後、関連で整骨院に行きましたがどちらのマル福を使えばいいですか？

A. 産婦人科からの紹介状で整形外科を受診し、その後、受診した整骨院は紹介状なしで（自己判断で）受診したと推測されますが、その場合は「97」を使用してください。

Q.5 歯科医院を受診したのですが、マル福を提示するのを忘れてしまいました。どうすればいいですか？

A. 受診した月をまたいでいなければ、歯科医院の窓口にて清算できますが、月をまたいでしまった場合は医療機関での清算が出来ませんので、お手数ですが市役所の窓口で償還払いの手続きをしてください。

Q.6 先月出産をしましたが、転んで捻挫をしてしまい、接骨院で治療をしてもらおうと考えてます。マル福は使えますか？

A. 妊産婦マル福の有効期間は、出産日の翌月末日になりますので、今月末までは使えます。「97」の受給者証を使用してください。

☆ 医療機関等からのお問合せ & 回答

Q.1 総合病院の窓口ですが、「86」と「97」のマル福を持った患者さんが本日、産婦人科と内科を受診しました。マル福の取り扱いを教えてください。

A. 産婦人科受診分は「86」、内科受診分は「97」として取り扱ってください。患者さんの自己負担額は、それぞれで600円、計1,200円までとなります。

妊産婦マル福 産婦人科以外現物給付に係る運用について④

Q.2 総合病院の窓口ですが、「86」と「97」を持った患者さんの受診が今月3回目になります。1回目産婦人科、2回目内科、3回目産婦人科ですが、マル福の取り扱いを教えてください。

A. 1回目産婦人科は「86」、2回目内科は、産婦人科の紹介状があればこれまでと同様「86」、3回目産婦人科も「86」、自己負担は、1回目、2回目はそれぞれ600円までの請求、3回目は自己負担なしとなります。また、2回目内科が、産婦人科からの紹介状がなければ「97」とし、当月の自己負担は、産婦人科分として1回目と3回目、それぞれ600円までの請求、2回目内科は、産婦人科以外として1回目とカウントするため600円までの請求となります。

Q.3 妊産婦マル福県制度対象疾病以外とは、どういう疾病が対象になりますか？

A. 妊産婦マル福県制度対象疾病とは、妊娠の継続または安全な出産のために治療が必要となる疾病または負傷のことを指しているため、それ以外の疾病または負傷が対象になります。

Q.4 妊産婦マル福の有効期間について、受給者証には出産予定日しか書いていないので、正確な有効期限が分かりません。

A. 妊産婦マル福の有効期間は「86」「97」とともに、母子手帳を交付した日の属する月の1日（月の途中で転入された方は転入日から）から出産した日の属する月の翌月末日（月の途中で転出された方は転出日の前日まで）までとなります。

窓口では、妊産婦さんということが確認できない場合は、出産日等をお聞き取りいただき、妊産婦マル福の有効期限を確認いただきますようお願いいたします。